

**「開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則」改正のお知らせ**  
**(令和4年4月1日施行予定)**

開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則は、令和4年4月1日より、一部改正を予定しております。つきましては主な変更点について、お知らせいたします。

なお、改正後の開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則は、この規則の施行日以後に事業概要の届出をする開発事業、または事業計画の届出をする簡略協議事業・小規模開発事業に適用します。

また、改正後の開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則は、条文確定後に西宮市HPにて公開いたします。

《主な改正内容》

■小規模開発事業における敷地境界線から後退すべきもの(第10条の2)

小規模開発事業における敷地境界線から後退すべきものについて、第12条第2項を削除し、第10条の2に、下記のとおり明記します。

●改正後

条例第18条において準用する条例第11条に規定する規則で定めるものは、当該建築物の屋外階段(柱、壁等のないはね出しで、開放性のある部分を除く。)とする。

問い合わせ先: 開発指導課 小規模開発指導チーム 0798-35-3620

■道路(別表第1第7項)

道路排水施設について、下記のとおり変更します。

○改正前

- (1) (略)
- (2) 道路排水のため設けるU型側溝の幅は、内法30cm以上とすること。
- (3) L型側溝を設ける場合は、雨水渠が布設された道路に限ること。
- (4) 新たに作る道路の側溝は、NGU(西宮市土木局による標準構造図LU型参照)を標準とすること。

●改正後

- (1) (略)
- (2) 新たに設置する道路側溝は、表面の縦断勾配が0.3%以上の場合はLU型側溝(西宮市土木局による標準構造図LU型参照)を、0.3%未満の場合は自由勾配側溝を標準とすること。
- (3) 道路の排水のため設ける側溝の幅及び深さは、原則として有効寸法30cm以上とすること。

問い合わせ先: 道路建設課 0798-35-3816

■公園(別表第3第2項第4号)

名塩新住宅市街地開発事業工事後の土地における開発事業は、公園の整備は不要となります。

●改正後

(4)次のいずれかに該当する開発事業は、公園の整備を要しない。

ア～イ (略)

ウ 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業に係る同条第4項に規定する事業地(同法第27条第2項の規定による完了の公告がなされたものに限る。)における開発事業

問い合わせ先:公園緑地課 0798-35-3615

■消防水利施設等(別表第5第2項)

消防隊活動空地設置基準の除外規定について下記のとおり変更します。

○改正前

3階建の建築物の建築を行う開発事業については、当該開発区域内に、次に定めるところにより、消防隊が円滑な消防活動が行えるよう消防隊活動空地を設けるものとする。

ただし、次項の規定により消防活動空地を設置する場合であって、はしご自動車を使用して円滑な消防活動が行えると消防長が認めるときは、この限りでない。

●改正後

3階建の建築物の建築を行う開発事業については、当該開発区域内に、次に定めるところにより、消防隊が円滑な消防活動が行えるよう消防隊活動空地を設けるものとする。

ただし、消防長が認める消防隊の円滑な活動に有効な施設を設けるととき又は次項の規定により消防活動空地を設置するときは、この限りでない。

問い合わせ先:消防局 警防課 0798-32-7311

■小規模開発事業(別表第12第3項)

小規模集合住宅等のごみ集積場設置基準について、下記のとおり変更します。

○改正前

小規模集合住宅等(住居の用に供する戸数が10以上のものに限る。)を建築する場合にあっては、次に定める基準によりごみ集積場を設置すること。

●改正後

小規模集合住宅等(住居の用に供する住戸等の数が10以上のものに限る。)を建築する場合にあっては、次に定める基準によりごみ集積場を設置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

問い合わせ先:開発指導課 小規模開発指導チーム 0798-35-3620

以上